

第9回西和賀町議会定例会

令和2年9月18日（金）

午後 2時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

細井町長並びに柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、初日と同様でありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

ここで町長より行政報告のための発言を求められております。この際、これを許します。

細井町長。

町長 こんにちは。よろしくお願いいたします。私から、行政報告を1件申し上げたいと思います。

報道各社から伝えられております町内旅館利用者のレジオネラ症感染事案について、状況と対応について報告いたします。

本件に関しまして、発症の原因となった町内の旅館から聞き取りを行いました。新聞等で報道されておりますとおり、同旅館を8月に日帰り入浴で利用された県内の60代男性が死亡し、同旅館と男性から検出されたレジオネラ属菌の遺伝子パターンが一致したとのことであります。

同旅館は、9月2日から既に営業を自粛しており、浴槽、温泉管などの清掃、消毒作業を実施しているとのことです。町では、湯田温泉郷旅館組合に対し、全ての旅館を対象に検査を実施するよう求めておりましたが、昨日同組合臨時総会において、直ちに緊急検査を行うこととし、併せて組合員を含む全温泉関係者を対象に専門家を招き、レジオネラ属菌対策の研修会を

開催することとなりました。

なお、町営の温泉施設についても緊急検査を実施し、全ての町内温泉施設の安全、安心の確保を図ってまいりたいと考えております。

私から、以上行政報告1件であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 続いて、決算審査特別委員会の質疑の中で保留となっております件について答弁を求められておりますので、これを許します。

税務課長。

税務課長 9月16日、保留しておりました柿澤議員さんからの空き家における固定資産税の収納状況に関する質問にお答えいたします。

ふるさと振興課の空き家台帳、今年9月時点をもとに調査した空き家件数は129件ございます。このうち、収納になっていないものは4件、収入未済額は2,783万87円となっております。

以上でございます。

議長 答弁が終わりました。質問者の方はよろしいですか。

それでは、日程に従って議事を進めます。

日程第1から日程第9までの認定議案については、決算審査特別委員会を設置し審議に当たっていただいたわけではありますが、決算審査特別委員会委員長の北村嗣雄君より審査終了の旨の届出があります。よって、委員長より審査についての報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、北村嗣雄君。

2番 決算審査特別委員会委員長報告。

令和2年9月9日に決算審査特別委員会に付託された事件についての審査結果を会議規則第77条の規定により報告いたします。

付託された事件は、認定第1号 令和元年度

西和賀町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和元年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和元年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和元年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和元年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和元年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和元年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 令和元年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の認定について、認定第9号 令和元年度西和賀町水道事業会計決算の認定について、以上の9件であります。

審査結果につきましては、認定第1号から第9号まで全ての案件を原案のとおり認定すべきと決定いたしました。

以上、審査結果についてご報告申し上げましたが、決算審査特別委員会における審査の経過についてご報告を申し上げます。

ご承知のとおり、地方公共団体における決算とは、一会計年度における歳入歳出を管理し、当該年度の出納完結後、予算と実績とを対比して作成されるものであり、その決算の認定は地方自治法に規定された議会の権限の中でも極めて重要な議決事項の一つとして定められております。

また、決算は本町の重要な経営成績の表れでもあることから、議会が議決した予算が適切に執行されているかを確認し、その財政効果が本来の行政目的に適合しているか、住民の負担とその使途が適切かつ効率的に行われていたかなどに重点を置き、主要事業の成果の確認と併せて関係課長等の説明を求めながら、その対処について慎重に審査したところであります。

決算の審査に当たっては、監査委員からも各会計にわたって意見が述べられていることから、

詳細については省略いたしますが、審査の経過について委員長としての所感も併せて述べさせていただきます。

総務課への質疑の中では、西和賀消防署整備事業についての質疑がありました。町に2か所あった消防署を統合し、移転整備を行い、地域防災の中核を担う活動拠点として整備を図ったものでありますが、どういう形で進めようとしているのかとの問いに対して、町に2か所あった消防署を統合し、新しい西和賀消防署として大野に新設したことにより、この施設を中心に町の消防団と連携しながら地域防災の活動拠点としていくこと、また病院と隣接することから救急体制の充実も図られる。また、消防署の2階の会議室の利用や敷地の消防訓練への開放なども考えられ、有効活用について今後十分な検討を進めていくとの答弁がありました。

ふるさと振興課への質疑の中では、ふるさと納税寄附金の使い道についての質問がありました。令和元年度では、寄附額の多い順では活力ある産業創造のための事業、次に子育て支援のための事業、続いて健康・生きがいをづくり支援のための事業という順になっており、このような状況については寄附者に対しても報告を行っているとの答弁がありました。

健康福祉課への質疑の中では、特定健康診査の実施状況に対する質問がありました。特定健康診査の受診率は45.9%と、平成30年の41.4%に比べ、改善傾向となっており、引き続き重症な病気にならないよう個別指導を行うなど、町民への周知を図りながら受診率アップにつなげていく旨の答弁がありました。

西和賀さわうち病院への質疑の中では、医療設備についての質問があり、医療機器設備に関して、今後さらに導入しなければならないものはないが、医療機器の耐用年数は5年から8年と言われており、適正なメンテナンスを行っていくことで長寿命化を図っていけるよう努めていく旨の答弁がありました。

学務課への質疑では、小学校図書館図書整備事業における読書おもいで帳記載システムについて、預金通帳の形のもので、これまで自分が借りた図書名が記載されるシステムとなっており、子供たちがこの履歴を確認することができ、読書意欲の向上が図られるものと期待する旨の答弁がありました。

上下水道課への質疑では、水道事業においては水道管の管路台帳が一部の地域しか整備できていない状況にあり、昨年10月水道法の改正により管理台帳の整備は必ず完備することと法で義務づけられたことにより、今後2年、3年かけて整備していく予定である旨の答弁がありました。

林業振興課への質疑では、有害鳥獣被害対策事業について、実際の熊の目撃情報より町民の皆さんからの町への通報が少なく、実態把握や捕獲頭数の算定に影響があることから、なるべく通報していただきたい。今年度は被害が多く、町内であれば場所を指定しなくとも捕獲可能な特別許可頭数19頭を既に超えて捕獲しており、職員、猟友会の事務負担も大きくなっている。

森のサイクル普及啓発プロジェクト事業では、小中学生が林業や森林に触れ合うことができ、非常に評判がよかった。森林環境譲与税も活用し、今後も継続していきたい旨の答弁がありました。

最終日の総括質疑においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の第一次計画の検証について、各部署が移住、定住に関わる施策と事業についてKPIを設定し、取り組んできたところであり、結果の検証については各課のヒアリングを通し、それぞれの施策におけるKPIがどこまで人口増減につながったのかといったことを検証してきた。この検証を基に、第二次の計画においては人口増に向け、社会増減、自然増減、関係人口の3つのポイントでそれぞれの部署がどのような施策を展開、重点施策を打てるのかといったことを中心に第二次計画につなげ

ようとしている。そのために、各課ヒアリングを含め、構成する協議会、各種団体、これから町を担っていく若い世代にもヒアリングを行っている。このヒアリングが終わって、検証作業が取りまとめられた段階で議会への説明を行う旨の答弁がありました。

公民館活動の推進については、各地区においてそれぞれに活動されていると思うが、社会教育といった部分での支援できる人材等が十分でないと感じている。今後は、地域の方々の学習の場となり得る公民館活動を目指し、検討していくとの答弁がありました。

以上、決算審査における主な質疑について報告いたしました。最後に、決算審査特別委員長としての所感を述べさせていただきます。病院事業会計、水道会計を除き、一般会計と6特別会計の歳入歳出の決算は、形式収支2億9,750万円の黒字決算となりましたが、十分な予算執行で十分な事業ができたのか。一般会計における各課の中には事業の変更も見られるが、大分圧縮した決算に思われます。財政の乏しい当町には、限られた予算の中で最大限の成果ある事業執行が求められ、また適切な予算執行も求められると思います。

令和元年度は、公共温泉施設の取扱い、老人医療費助成制度、庁舎の見直しについての方針を示し、行財政改革に向けた取組を加速させてきたと考えられます。さらに、令和2年度は地域自治組織としての行政区、公民館の見直しの検討も進めているとのこと、住民生活にも大きな影響のある改革が行われていくものと考えております。

本決算審査は、今後の西和賀町が将来にわたり人が住み続けていくための住民自らの負担、それに対する行政からの支援などについて、足がかりをつかむことができた審査であったと考えております。

長期間にわたり、各会計の決算審査をしていただいた監査委員のご苦勞に敬意を申し上げます。

すとともに、町当局におかれましては決算審査特別委員会の各委員、そして監査委員からの意見について真摯に受け止められ、今後とも住民福祉の向上に資するよう、そして無駄のない行政運営に努められますことを特に要望し、決算審査特別委員長の報告といたします。

議長 委員長は委員長席にお座りください。

決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

議長を除く議員11人で審査をしたわけですが、この際質疑がありましたらこれを許します。

なお、質疑は決算審査の経過と結果に対する質疑に限られますので、念のため申し添えます。

これより質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。委員長は自席にお戻りください。

それでは、順次日程に従いながら進めますが、討論と採決はそれぞれ認定議案ごとに行います。

日程第1、認定第1号 令和元年度西和賀町一般会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。通告があった方は2名であります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

柳沢安雄君より通告がありましたので、討論を許します。

柳沢安雄君。

3番 議席ナンバー3番、柳沢安雄でございます。私は、認定第1号 令和元年度西和賀町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、決算特別委員会委員長審査報告と同じく認定に賛成の立場から討論させていただきたいと思っております。

最初に、令和元年度の決算も、町長の下職員が一丸となって英知を絞り、健全な行政運営が図られたものと評価したいと思います。

令和元年度の一般会計の歳入総額は72億1,810万円、歳出総額は69億5,102万円となって

おります。前年度との比較では、歳入6,377万円、歳出では1,408万円、いずれも減少しております。決算収支では、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は2億6,708万円の黒字となっております。翌年度に繰り越すべき財源は3,956万円を差し引いた実質収支は2億2,751万円の黒字となっております。令和元年度の予算措置及びその執行についても適正に履行されたと思っております。

また、町の財政の健全性については、実質公債費比率及び将来負担比率はいずれも前年度と比べて上昇してはいるが、しかし国の示す基準からすると健全な範囲で推移していると認められるところでもございます。

今後についても人口減少、超高齢化に伴い、社会保障費をはじめとした財政需要は増加、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済環境の悪化に伴い、税収の大幅な落ち込みにより、厳しい財政運営が続くものと予想されますが、まちづくりの基本となります第2次西和賀町総合計画及び第3次西和賀町行政改革大綱に沿ったまちづくりを町長の強いリーダーシップの下で町民のニーズに応えながら健全な財政運営の継続に取り組まれることを強く期待しながら、決算認定に賛成するものであります。どうか各議員のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。お願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。

議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

高橋和子君より通告がありましたので、討論を許します。

高橋和子君。

4番 私は、令和元年度西和賀町一般会計歳入歳出決算につきまして、賛成の立場から、簡単でございますが、討論させていただきます。

町村合併して15年目となりまして、国からの地方交付税が減らされてきている中、町の財政

が厳しいことは分かっております。当局は、合併後の減額される交付税、これを見越して慎重な財政運営をしてきたと思っております。代表監査委員から各種の財政指数とか財政指標で報告を受けました。行政努力で持ちこたえている状況がうかがわれます。

また、4日間の決算審査特別委員会では、各課ごとに丁寧な報告を受けて質疑をいたしました。不明な点や疑問な点をかなり明らかにすることができたと思えます。

歳入で見ますと、国の地方交付税や県支出金に頼るところが非常に大きいわけですが、国の臨時交付金などは高齢化率が高く、都市との格差是正のためにも、これからも引き続きの交付を求めたいと思っております。

税収入では、滞納の減少に努力されてきたことは伺ってございましたけれども、今決算では引き続き固定資産税での収入未済額が多い、こういった実態というのは西和賀町の町民の暮らしの実態が反映されていると思っております。大変困難なことではございますが、引き続き御努力をお願いいたします。

町民の立場にいたしますと、町民のご家庭の収入が減って、納税はじめ各種の支払いができなくなったときが一番困ると思えます。差し迫ったものを支払って、次々払っておりますと、納税が滞ってしまったということも多々あるのではないかと思います。お財布の中が乏しくなってくると、精神的にも追い込まれてくる暗い環境になってくると思えます。当局は、そういった町民の実態を見ていただいて、慎重にやっているとこれまでも報告されておりますが、差押えは極力避けていただきたいものです。そうなる前に、暮らしが成り立つような支援をしていきたいものです。

また、その差押えのレベルの状況というのは、そういう状況にある場合には、生活の維持や生活の判断能力の面におきまして、カウンセリングも必要な場合が多々あるのではないかと推察

されまして、案じております。国のセーフティネットを西和賀町はもっともっと住民のために活用すべきであると思っております。

悪質な納税者という言葉もございますけれども、そういう状況というのは、例えば収入が公務員並みの給料、それ以上でも納入しないような場合ではないかと私は個人的に思っております。相当あっても、払わないというのは悪質であると思えますが、実態はどうか。我々は議会としては個人情報というような観点もありまして、実態はよく分かりません。各質疑で感じるのは、行政はもう一步踏み込んだ業務の在り方、進め方、住民支援をやっていただきたいと感じることがありました。

住民は、高齢者であっても、行政のお荷物ではなく、町政を支える力を持っているので、それら住民の力を引き出しながら、町としても住民を頼りにする部分があってもいいのではないかと思います。そういうふうに住民に活動していただいて、健康で長生きできる、笑顔がたっぷりの西和賀町にこれからもしていただきたいと心から願ひまして、簡単ではございますが、賛成の討論とさせていただきます。

議長　これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

認定第1号　令和元年度西和賀町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものであります。

本決算に対する委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願ひます。

(賛成者起立)

議長　起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第2、認定第2号　令和元年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

認定第2号 令和元年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものであります。

本決算に対する委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第3、認定第3号 令和元年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

(なしの声)

議長 最初に、原案に反対者の発言を許しますということですのですけれども、そちらもございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

認定第3号 令和元年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものであります。

本決算に対する委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定すること

に決定しました。

続いて、日程第4、認定第4号 令和元年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

認定第4号 令和元年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものであります。

本決算に対する委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第5、認定第5号 令和元年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

認定第5号 令和元年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものであります。

本決算に対する委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第6、認定第6号 令和元年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

認定第6号 令和元年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものであります。

本決算に対する委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第7、認定第7号 令和元年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

認定第7号 令和元年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものであります。

本決算に対する委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第8、認定第8号 令和元年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の認定について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

認定第8号 令和元年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものであります。

本決算に対する委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第9、認定第9号 令和元年度西和賀町水道事業会計決算の認定について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

認定第9号 令和元年度西和賀町水道事業会計決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものであります。

本決算に対する委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第10、議案第14号 西和賀町の字の区域変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第14号 西和賀町の字の区域変更に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

経営体育成基盤整備事業の施工に伴い、西和賀町の字の区域を別紙字区域変更調書のとおり変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、字区域変更の内容について説明いたします。

土地改良法に基づき、岩手県を事業主体とした西和賀町沢内字太田の一部を事業区域とする経営体育成基盤整備事業(太田・下巾地区)の施工に伴い、字区域変更調書に示すとおり変更するものです。

添付しております資料の字区域変更調書に基づきまして、また太田・下巾地区字区域変更図

というものも添付しておりますが、下段のほうに1ページから13ページまで番号を振っております図面がございますが、そちらの順を追って説明したいと思います。

1ページのほうを御覧ください。沢内字太田3地割183及び184に隣接する道路である公有地の全部を沢内字太田2地割に編入。

2ページを御覧ください。沢内字太田7地割83に隣接する道路である公有地の全部を沢内字太田7地割に編入。

3ページを御覧ください。沢内字太田7地割83の一部及び4ページになります。沢内字太田9地割10の9の一部、22の一部、25の一部、28の一部、29の一部、87の一部及び10の9に隣接する水路である公有地の全部を沢内字太田8地割に編入。

5ページになります。沢内字太田8地割102の一部、109の一部、110の一部及び6ページのほうを御覧ください。沢内字太田10地割1の3、1の17、4から7の各一部、209の一部、212の一部を沢内字太田9地割に編入。

7ページを御覧ください。沢内字太田11地割26の3の一部、195の一部、196の一部を沢内字太田10地割に編入。

8ページを御覧ください。沢内字太田9地割69の1の一部、72の3の一部、71の一部及びこれに隣接する水路である公有地の全部及び沢内字太田10地割136の6の一部、242の一部、255の一部、271の一部及び9ページを御覧ください。沢内字太田12地割2の2の一部、2の3、28の2の一部及び10ページを御覧ください。29の1の一部、42の1の一部、42の2の一部、43の一部、60の一部、61の一部、189から194の一部、196の一部、197の一部、227の一部、243の一部を沢内字太田11地割に編入。

11ページを御覧ください。沢内字太田11地割141の1の一部、141の2、142の1の一部、142の2、143の1の一部、143の2、144の一部、155の1の一部、166の1の一部、167から171の各一

部、172の2の一部、173の一部、174の一部、190から192の各一部を沢内字太田12地割に編入するものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案どおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第14号 西和賀町の字の区域変更に関する議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで3時まで休憩をいたします。

午後 2時50分 休 憩

午後 3時00分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

日程第11、同意第1号から日程第14、同意第4号までの4件については、西和賀町固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてでありますので、一括してこれを議題とします。

ここで議案配付のため暫時休憩をします。

午後 3時01分 休 憩

午後 3時02分 再 開

議長 議案配付のため休憩をしておりましたが、休憩を解き会議を再開します。

提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま一括上程になりました同意第1号から同意第4号までの西和賀町固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

西和賀町固定資産評価審査委員会委員の任期が令和2年11月30日をもって任期満了となることから、委員の選任について地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

任期は、地方税法第423条第6項の規定により3年とし、令和2年12月1日から令和5年11月30日までであります。

同意第1号は、氏名、竹沢清一。生年月日、昭和27年5月11日、68歳。住所、西和賀町槻沢27地割115番地8。

竹沢清一さんは、平成26年12月1日から6年間委員としてお願いしてきたところであり、職務にも精通され、経験豊富であることから適任者と認め、引き続きお願いしようとするものであります。

同意第2号は、氏名、照井秀樹。生年月日、昭和28年12月25日、66歳。住所、西和賀町沢内字長瀬野19地割13番地18。

照井秀樹さんは、平成26年12月1日から6年間委員としてお願いしてきたところであり、職務にも精通され、経験豊富であることから適任者と認め、引き続きお願いしようとするものであります。

同意第3号は、氏名、小原茂喜。生年月日、昭和31年5月14日、64歳。住所、西和賀町白木野67地割87番地。

小原茂喜さんは、平成29年12月1日から3年間委員としてお願いしてきたところであり、職務にも精通され、経験豊富であることから適任者と認め、引き続きお願いしようとするものであります。

同意第4号は、氏名、猿橋一夫。生年月日、昭和34年2月22日、61歳。住所、西和賀町沢内字猿橋35地割35番地1。

猿橋一夫さんは、平成29年12月1日から3年間委員としてお願いしてきたところであり、職務にも精通され、経験豊富であることから適任者と認め、引き続きお願いしようとするものがあります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご同意くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、表決に入ることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

表決については議案ごとに行います。

これから表決を行います。

同意第1号 西和賀町固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

竹沢清一氏を選任することに同意する方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、同意第2号 西和賀町固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

照井秀樹氏を選任することに同意する方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、同意第3号 西和賀町固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めること

についてを採決します。

小原茂喜氏を選任することに同意する方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、同意第4号 西和賀町固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

猿橋一夫氏を選任することに同意する方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

続いて、日程第15、同意第5号 西和賀町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

ここで議案配付のため暫時休憩します。

午後 3時08分 休 憩

午後 3時09分 再 開

議長 議案配付のため休憩をしておりましたが、休憩を解き会議を再開します。

提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました同意第5号 西和賀町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由を申し上げます。

西和賀町人権擁護委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

氏名、高橋たき子。生年月日、昭和30年12月30日、64歳。住所、西和賀町沢内字川舟39地割101番地1。

高橋たき子さんは、平成26年10月1日から人権擁護委員として活動しており、相談業務をはじめ人権啓発活動も意欲的に行っており、人柄

も誠実で責任感もあり、地域住民からも信頼されていることから、人権擁護委員に適任であります。令和3年1月1日からの任期ですが、候補者の推薦後、法務大臣から委嘱の発令をされるまで期間を要することから、今議会で意見を願います。

以上で提案理由と内容について説明終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご同意くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、表決に入ることについてご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

これから表決を行います。

同意第5号 西和賀町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案に同意することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

続いて、日程第16、請願・陳情第13号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」の実現を求めることについての請願書を議題とします。

総務教民常任委員会委員長より審査終了の旨の報告がありました。委員長より審査結果についての報告を求めます。

総務教民常任委員長、早川久衛君。

9番 それでは、総務教民常任委員会の審査の結果について報告をいたします。

今議会において本委員会に付託されました案

件は、請願・陳情第13号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」の実現を求めることについての請願書の1件でありました。

提出者は、少人数学級を実現する岩手の会の代表、田代高章氏であります。

紹介議員は、高橋宏議員、高橋和子議員の2名であります。

この請願について、9月10日の本会議終了後、また15日の特別委員会終了後に沢内庁舎3階議員会議室において、委員全員により審査を行いました。

請願・陳情第13号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」の実現を求めることについての請願書の趣旨は、新型コロナウイルス感染症防止対策として学校の教室が密集状態になることを避けるとともに、行き届いた教育を進めるためにも少人数学級を実現するよう関係機関に意見書を提出することを求めるものであります。

審査では、西和賀町の現状においては少子化の影響もあり、20人前後の学級となっているが、広域で考えた場合には必要なものと思う。昨今のコロナ禍における学校内での密集を避ける措置として重要であり、併せて十分な教育の保障として教員を増やしたいという趣旨も理解できるなどの意見があり、請願趣旨は妥当であるとの判断から、全員一致で採択すべきという結論に至りました。

以上、請願・陳情第13号について総務教民常任委員会の委員長報告を終わります。

以上です。

議長 総務教民常任委員長の報告が終わりました。

委員長は委員長席にお座りください。

委員長の報告に対して質疑に入ります。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

す。

委員長は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決を行います。

請願・陳情第13号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」の実現を求めることについての請願書、この請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、この請願は採択することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 3時17分 休 憩

午後 3時18分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

続いて、日程第17、発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題とします。

意見書提案者として、高橋到君、北村嗣雄君の両君から提出されております。

本案について趣旨説明を求めます。

高橋到君。

5番 発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

発議第1号、西和賀町議会議長、高橋雅一殿。提案者、西和賀町議会議員、高橋到、賛成者、西和賀町議会議員、北村嗣雄。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求

める意見書。

上記の議案を別紙のとおり西和賀町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

趣旨。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を地方自治法第99条の規定により関係省庁に提出しようとするものであります。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和2年9月18日、岩手県西和賀町議会。

提出先として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣。

以上です。

議長 趣旨説明が終わりました。提案者は提案者席にお座りください。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。提案者は自席にお戻りください。

これから討論に入ります。討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方

は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで議案配付のため暫時休憩をいたします。

午後 3時27分 休 憩

午後 3時28分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

ここでお諮りいたします。高橋宏君、高橋和子君の両君から発議第2号が提出されましたので、お手元に配付しております。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

追加日程第1、発議第2号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」の実現を求める意見書を議題とします。

意見書提案者として、高橋宏君、高橋和子君の両君から提出されております。

本案について趣旨説明を求めます。

高橋宏君。

8番 発議第2号、西和賀町議会議長、高橋雅一殿。提案者、西和賀町議会議員、高橋宏、賛成者、西和賀町議会議員、高橋和子。

「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」の実現を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり西和賀町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

意見書。コロナ禍の中で、子供も学校も多くの不安と心配を抱えています。

今、新型コロナウイルス感染防止対策で学校教育の現場でも身体的距離の確保が重要です。しかし、40人学級の教室では子供たちの身体的距離が取れず、「密集状態」となってしまう、これを避けるためには少人数学級にする必要があります。

もともと学校は一人一人の子供とじっくり向き合い、悩みに耳を傾け、個別の指導をすることが大切であり、現場からは40人学級ではなく少人数学級実現の要望が強く出されております。日本教育学会では、以前から20人前後の少人数学級が望ましいという見解を示していましたが、コロナ禍で十分な教育を保障するために、教員を10万人増やすことと、抜本的に教育予算の増額を提案しています。

7月3日には、全国知事会・全国市長会・全国町村会が連名で政府に対し「少人数編成を可能とする教員の確保」を要望しています。また、7月17日に閣議決定された「骨太方針2020」においても「少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備」の検討を提起しています。

来年度の予算編成に当たって、少人数学級に踏み出す予算措置を実現することが、教育関係者の強い要望になっています。こうした状況を踏まえて、下記の措置を講ずることを強く求めます。

1、「安心・安全で、ゆきとどいた教育実現につながる小学校・中学校・高等学校の少人数学級」を速やかに実現するために必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和2年9月18日、岩手県西和賀町議会。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣。

以上です。

議長 趣旨説明が終わりました。提案者は提案者席にお座りください。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。提案者は自席にお戻りください。

これから討論に入ります。討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

発議第2号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」の実現を求める意見書を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本議会として意見書を関係機関に提出することになりますが、その提出先につきましては提案者の提案どおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、そのように取り計らいをします。

以上で本定例会の全ての議事を終了しました。

これをもって第9回西和賀町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 3時34分 閉 会